

アレルギー物質を含む食品の表示

これまでにひどい症状を引き起こしたことがあるアレルギー物質を含む食品について、危害の発生を防ぐ目的から、それを含む旨の表示が義務付けられています。

必ず表示するもの（特定原材料8品目）

わずかでも含まれていれば、表示が必要です。



卵



乳



えび



かに



小麦



そば



落花生
(ピーナッツ)



くるみ

安心して選べる!



できるだけ表示するよう推奨しているもの (特定原材料に準ずるもの20品目)



あわび



いか



いくら



オレンジ



カシュー
ナッツ



キウイ
フルーツ



牛肉



ごま



さけ



さば



大豆



鶏肉



バナナ



豚肉



もも



やまいも



りんご



ゼラチン



アーモンド



マカダミア
ナッツ

令和6年3月28日、特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」は削除されました。

飲食店、店頭販売店でも アレルギー物質の情報提供を！

「食物アレルギー」は、命にかかわることもあります。

提供する料理や、容器包装に入れなくて販売する食品も、原材料に含まれるアレルギー物質について積極的な情報提供に努め、利用客の問い合わせにはいつでも答えられるようにしておくことが大切です。

適切な情報提供のために

- ① 使用材料（特に加工食品）に含まれているアレルギー物質を常に確認する。
- ② 接客者がアレルギー物質の知識をもつ。

～例えばこんな方法～

- 販売店のポップ表示にアレルギー物質を記載する
- 飲食店のメニューに注意書きを載せる



店頭販売品

卵、小麦粉、大豆油、豚肉を使用しています。



◆加工食品に表示するアレルギー物質

必ず表示する8品目 【特定原材料】	表示を推奨している20品目 【特定原材料に準ずるもの】
卵、乳、えび、かに、小麦、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド、マカダミアナッツ

◆不適正な表示により購入者がアレルギー症状を呈した事例

食品	表示不備の内容	経緯
菓子パン（無包装）	卵	卵を使用していたが、小麦のみポップ表示していた。
ロースハムスライス（小分け包装）	乳、卵	もとの製品には適正な表示があったが、小分け包装後の表示には記載がなかった。
ビーフン	小麦	原材料として表示されていた「澱粉」に小麦由来の澱粉が含まれていた。